

【平成23年第5回定例会 まちづくり委員会委員長報告】

平成23年12月15日 まちづくり委員長 青木 功雄

まちづくり委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めは、「議案第201号 川崎市靈堂条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、増設部分の収蔵数の根拠について質疑があり、理事者から、現在の収蔵数の推移として、年間約600体増加している。本市の人口、高齢者数も増加傾向であることから、現在の緑ヶ丘靈堂の状況により、整備可能上限である1万2,000体を収蔵可能数として整備するものである、との答弁がありました。

次に委員から、増設部分の整備後、既存の靈堂の利用申込を中止することについて質疑があり、理事者から、既存の靈堂の利用申込については、平成24年3月31日まで新規の収蔵を中止し、平成24年4月1日以降については、増設部分を利用していくこととなる。既存の靈堂部分については、整備後約40年が経過しており、今後予想される大規模な修繕及び建替えに対応するために、できるだけ収蔵遺骨数を減らしていく必要もあることから、新規の遺骨の収蔵は行わない、との答弁がありました。

次に委員から、低所得者への使用料の減免について質疑があり、理事者から、生活保護受給者については、使用料減免の取り扱いをしていきたいと考えているが、市民税非課税者については、収入が一定の金額に達していないことは把握可能だが、費用負担の能力の有無の把握については困難であることなどにより、減免対象とすることは考えていない、との答弁がありました。

次に委員から、使用料の算出根拠として用地費が含まれていることについて質疑があり、理事者から、靈堂については、焼骨の収蔵等を目的として整備する施設であり、利用形態としては、野球場や図書館といったような多くの市民が一時的に利用するものではなく、長期間一定の区画を利用するため、利用の対価として、用地費も使用料の算定根拠に含んでいる、との答弁がありました。

次に委員から、他都市の使用料の状況について質疑があり、理事者から、本市の靈堂に類似する施設を、使用期間20年に換算すると、さいたま市が2万8,600円、千葉市が2万1,000円、東京都が4万8,000円、横浜市が6万円である、との答弁がありました。

次に委員から、無縁状態の遺骨の取り扱いについて質疑があり、理事者から、第3期実行計画では、平成25年度までに、仮称共同合葬墓を整備するとしており、墓地や靈堂での無縁状態となっている遺骨の縁故者調査を行い、仮称共同合葬墓への改葬を考えている、との答弁がありました。

そこで委員から、無縁状態の遺骨に対しては、適切に取り扱い、靈堂等の収蔵可能数の確保にも努めていただきたい、との意見がありました。

次に委員から、使用料の算定方法の基準についてはあいまいな部分があるようと思われ、また、新たに更新料が発生することや現在の使用料の方が、より低所得者への

配慮がなされると考えられるため、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第215号 市営自転車等駐車場の指定管理者の指定について」であります。

委員会では委員から、駐輪場が指定管理者による管理となることや料金変更の周知方法について質疑があり、理事者から、駐輪場で内容の掲示やパンフレットを配布するなど広報を行っており、今後、料金変更については市政だよりによる広報も行う予定である。また、民間の駐輪場事業者に対しても、同内容の通知を配付しており、来年1月には事業者への説明会の開催を予定している、との答弁がありました。

次に委員から、駐輪場管理員の雇用について質疑があり、理事者から、駐輪場の管理は早朝からの開始となるため、地元市民の雇用が中心になるものと思われる。また、指定管理者からもこれまで勤務していた職員とも、面談を行うとの提案が示されてることから、継続した雇用もある程度確保されるものと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、新規に民間事業者が参入する場合の援助について質疑があり、理事者から、放置自転車を減少させるためにも、民間事業者と連携していきたいと考えており、自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プランにも位置づけられていることから、助成等の援助を検討していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、中部ブロック、北部ブロックで指定管理者となる予定の交通安全協会の職員が、指定管理者となる以前に職員の雇用に関する打診を行ったことについて質疑があり、理事者から、指定管理予定者の決定後、交通安全協会の職員が、本市駐輪場の管理員の一人に、指定管理者となった場合には、雇用したいと話したことがあると聞いている。市としては、交通安全協会に対して、既に厳重注意を行っており、今後もこのようなことがないよう対処していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、本議案によって指定されている事業者に関しては、地元で実績のある事業者であり、期待しているが、駐輪施設の利用料金については賛成できず、以前の条例改正についても賛成しなかったことから、本議案についても賛成できない、との意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第216号 大師公園の指定管理者の指定について」であります。

委員会では委員から、以前、施設管理員が就業時間の終了間際になると、利用者がいたとしても掃除を始めてしまうといったことがあったと聞いている。利用者が快適に利用できるように、配慮を徹底していただきたい、との要望がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第217号 多摩川緑地バーベキュー広場の指定管理者の指定について」でありますが、委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決す

べきものと決しました。

次は、「議案第218号 市道路線の認定及び廃止について」であります。

委員会では委員から、市道の認定条件について質疑があり、理事者から、私道を市道として認定するためには、幅員4メートル以上の道路、並びに公道に一端が接続し、幅員4メートル以上で延長が20メートル以上の道路で、勾配が12%以下であること、交差点に隅切りがあること、側溝等が設置されていること、民有地等の敷地と区別されている道路であることなどといった諸条件に該当する道路が対象である、との答弁がありました。

次に委員から、本議案で認定される久地第142号及び久地第143号については、交通量も多く地元住民も安全性について懸念していると聞いている。市道として認定された後には、安全性について配慮してほしい、との要望がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第221号 訴えの提起について」から「議案第237号 訴えの提起について」の議案17件ですが、いずれも市営住宅の建物明渡請求の訴えに関する内容ですので、17件を一括して審査いたしました。

委員会では委員から、市営住宅の家賃の収納率について質疑があり、理事者から、平成22年度で、現年分については、約97%、繰越分については、約11%の収納率であり、現年分と繰越分を合計した家賃全体の収納率は約82%である。政令指定都市の中でも、収納率は19都市中、およそ15番目か16番目の低さである、との答弁がありました。

次に委員から、市営住宅の管理システムの導入について質疑があり、理事者から、市営住宅の管理システムについて開発を進めているところであり、本システムの導入により、市営住宅に関する情報収集や管理の充実が可能となり、滞納されている家賃の収納が促進されると考えている、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、議案17件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第238号 和解について」から「議案第241号 和解について」の議案4件ですが、いずれも市営住宅の建物明渡請求の和解に関する内容ですので、4件を一括して審査いたしました。

委員会では審査の結果、議案4件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、まちづくり委員会の報告を終わります。